

第2回就学前教育検討部会 議事録

【日時】

2016年10月21日（金） 18:00～20:00

【場所】

区役所5階 教育委員会室

【出席者】

（1）出席委員（6名）

和泉会長、松原委員、田代委員、関委員、今井委員、本田委員

（2）区側出席者（8名）

区立幼稚園長、区立小学校長、教育委員会事務局指導室長

子ども教育部副参事 3名、地域支えあい推進室副参事

保育園幼稚園分野指導担当係長

【次第】

（1）開会

（2）議題

①就学前教育の質の向上

教育・保育の質の向上の取組について

保幼小連携による教育の推進について

就学前の特別支援教育の充実について

区の果たすべき役割について

②その他

（3）閉会

午後6時00分開会

和泉会長

第2回の就学前教育検討会を開催いたします。前回はこの部会において検討する視点について確認した上で、中野区における就学前教育の現状と課題について、それぞれの現場からご報告をいただき議論いたしました。

本日は、前回の議論を踏まえまして、まず議題①「教育・保育の質の向上の取組について」。次に議題②「保幼小連携による教育の推進について」の議論を行い、最後に議題③「就学前の特別支援教育の充実について」の議論を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。なお、議題④「区の果たすべき役割」につきましては、次回、集中して協議したいと思います。

それでは議題に入らせていただきます。初めに、前回資料提供いただきましたけれども、時間の都合上、時間がとれませんでしたので、松原委員から資料のご説明を合わせてお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

松原委員

それでは前回お配りしました資料1の点についてお話をさせていただきます。

それを話す前に、実は、今日お配りした別添1という「幼児教育において育みたい資質、能力の整理」という、これ、今、次期幼稚園教育要領のパブリックコメントが出ておりまして、その中の資料です。

幼児教育において、今回の改訂の基礎になるものなのですが、教育課程を接続せよという考え方が出ていまして、例えば、今、特別支援学校と特別支援学級の接続性があまりなかったりするのですね。例えば小学校の通常学級もそうですし、教育課程をとにかく接続しましょうというのが一つの目玉になっておりまして、これもその一つかと思うのですが、幼児教育から小学校に上がる時の接続ということで、小学校以上はここに書いてある3本柱と呼ばれているものが示されています。知識・技能、思考力・判断力・表現力、それから学びに向かう力・人間性です。それが幼児期ではどうなっているかというと、「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力・人間性等」となっています。

先ほどの資料1のほうに書かれていますように「5歳児修了時までには育てほしい具体的な姿を明確にし、幼児教育の学びの成果が小学校と共有されるように工夫・改善」となっています。

その下にある10の力、10の育ってほしい具体的な姿、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活の関わり」それから「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形・文字等への関心・感覚」「言葉による伝え合い」と「豊かな感性と表現」を育てていきましょう、小学校の教育につなげていきましょうということです。

その辺の細かい説明は、新しい幼稚園教育要領のパブリックコメントに出ておりますので、これもインターネットで検索できます。今日、時間がありませんので、くわしい内容は説明しませんが、そういうようなものを考えているということです。

その下に「幼稚園教育要領の改訂内容と保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改定内容との整合性を図り、幼児教育全体としての質を確保・向上」するというようなことが書かれています。

ただ、大事なのは、幼稚園でこういうことを教えるということではなくて、遊びの中で総合的なところを通して、それが学べるように、いわゆる環境構成だとかそういうことをしてくださいという考えはあくまでもありますので、個別のプログラム、その教育プログラムをやりなさいということではないというのは今までどおりということになります。

簡単ですが以上です。

和泉会長

ありがとうございます。今、ご説明いただきましたところでございますけれども、皆様、ご意見あるいはご質問などございますでしょうか。

それでは引き続きまして、①の教育・保育の質の向上につきまして、区の取り組み、方向性についての説明を受け、この部会の検討の視点としている公私幼保共通の発達成長の目標や水準について協議したいと思います。資料2と3の説明をお願いいたします。

〈資料2・3について説明〉

和泉会長

ありがとうございます。資料2、資料3と続けてご説明いただきました。中野区の就学前教育のプログラムについて改訂の必要性も含めてご説明もあったところでございます。また、資料3については、見開きの資料を使いまして「現状」「重点的な取り組み」また「期待されている役割と目指す姿」こういったようなところに分けてご説明があったわけでございますけれども、ただいまのご説明に関して、ご意見、ご質問などございますでしょ

うか。

松原委員

コーディネーター的役割というのはなかなか難しいのですが、教育センターにスクールソーシャルワーカーはいらっしゃいますか。

指導室長

はい、おります。

松原委員

巡回とかはされていますか。

指導室長

家庭巡回をしています。

松原委員

幼稚園とか小学校からの要請というのはありますか。

指導室長

基本的に、家庭から直接ではなく、学校経由で要請がありましたら、その家庭に訪問する形をとっています。

松原委員

特別支援にかかわるスクールソーシャルワーカーというのはいないのですか。

指導室長

スクールソーシャルワーカーとして特別支援に特化している形ではないです。

松原委員

仕事の中には含むということですか。

指導室長

相談内容によって、家庭支援という視点で必要に応じて、要望があれば対応はしているところです。

松原委員

非常勤ですか。

指導室長

現時点では報償費での対応という形にしています。

松原委員

何人ぐらいいらっしゃいますか。

指導室長

現在、2名です。

松原委員

2人で週5日ぐらいの体制ですか。

指導室長

回数、時間で対応しているので、必ずしも週何回ということではないです。

松原委員

わかりました。今、スクールソーシャルワーカーの存在は大きくて、教育センターにも張りつきの形で、スクールカウンセラーのような役割もしつつ特別支援にかなり特化している自治体もあるので、お聞きした次第です。

和泉会長

そのほかいかがでしょうか。

田代委員

資料3について発言させていただきます。真ん中の列のところで「就学前教育の質の向上と連携」というところ、非常に重要なところかなとお話を伺わせていただきました。

この中で新たな取り組みの事例というのが二つ載っておりますが、こうした就学前教育に携わる教員、保育士の資質向上に寄与できるような事業というのは必要不可欠ですので、中野区の教育の質を保つためにはこの部分にぜひ力を入れて行っていただければと思っております。

教育の質というのは、私は二つあると思っております、一つが教育に携わる教員、保育士の質、もう一つが環境の質があると思うのです。ここに書かれている取り組みがどちらかという教員の質の向上というか、プログラムを策定するかそういうことに偏っているような気がしております。施設の環境面、施設の環境を向上させるには予算がかなり伴うことになると思うのですけれども、こういった自然物を栽培するかですとか、こういった教材を置くかですとか、そういう予算がたくさんなくても取り組める環境の質という部分がございますので、そのあたり、ぜひ新たな取り組みとして入れていただけないかなと思います。

和泉会長

私のほうから少し関先生にご参考の意見を伺いたいのですけれども、この資料2であります就学前教育のプログラムというのは、活用回数が何回という形で現状のご報告がある

のですが、では個別の私立の幼稚園のほうでは、どのような位置づけで扱われているのか。関先生のところのご見解で結構ですので、お話しいただけますでしょうか。

関委員

これはもとより東京都でも似たものが出ておりまして、教育・保育について確認するという意味で扱わせていただいているという状態です。

和泉会長

ありがとうございます。やはり東京都の示されたものと、この中野区のものがあるというのは、二重のような、そんな存在というか、そのあたりは。

関委員

そうですね。でも、中野区はそれを選び直し、洗い直しということ而努力されていることはよくわかりますので。内容的にまとまっているというか、違うなと思えるところもあると感じております。

和泉会長

二つあったとしても、それは相反するものではないということですね。

関委員

はい。

和泉会長

ありがとうございます。

そのほか何かご意見、ご質問等ございますでしょうか、この辺につきまして。

田代委員

すみません、今のところに重ねてお伺いしたいのですが、中野区版があるということは多分、中野区ならではの重点項目とか、中野区だからこそ東京都のものとは違って重点的に入れたものがあるようでしたら、聞かせていただければと思います。

例えばなのですが、世田谷区ですと日本語特区という形で小学校の教科の中で「日本語」という授業がございます。区として日本語の教科書をつくっていて、「日本語」という授業があるんですね。そのような形で、何か「中野区はこのような点に力を入れているので、このプログラムにも反映させている」ということがあれば、お伺いしたいと思います。

保育園・幼稚園分野指導担当係長

先ほどの私の説明の中にもございましたけれども、東京都のものとも重ね合わせる部分もございますが「就学前教育の充実と発展に向けた連携の取り組み」というところ、また、

もう一つは「家庭と連携して子どもの生活を支える援助の視点」も重なる部分ではありますが、重点的に盛り込まれております。

あと、中野区独自と申しますと、就学前プログラムと並行して中野区の運動遊びの取り組みという、先ほど小山副参事のほうからご説明がありましたが、そちらの方での取り組みは中野区の特徴であると思っております。

和泉会長

そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次に、②の「保幼小連携による教育の推進について」。幼稚園、保育園、それから小学校への接続についての対応のあり方、スタートカリキュラムのあり方、小学校の側から捉えた就学前の意義や諸課題と対策等について協議したいと思います。

前回、田代委員からさまざまなご発言をいただきましたけれども、改めてこの部分についてご発言いただければと思います。よろしくをお願いします。

田代委員

後から追加で資料を配らせていただきました。この「小学校学習指導要領における幼稚園教育との連携に係る主な規定」と、もう1枚「小学校におけるスタートカリキュラム」についてを2枚、配らせていただきました。

下のほうにページ番号49となっているほうを先にごらんください。文部科学省のHPから、いろいろな審議のとりまとめ資料と出ているものでございます。前回、小学校のところで生活科をどのように扱っているかという発言をさせていただきましたが、そのあたり、この資料で確認をさせていただければと思います。

資料中ほどに書かれていますが、特に第1学年入学当初においては、生活科を中心にきちんとした効果的な指導を行うなどの工夫をすること、と書かれてございます。

1年生に入ったところで、例えば4月などは学校探検というような単元をつくったりして、生活科で主に学校で働く人々を知ろうとか、学校のいろいろな場所の使い方がわかるようになろうとか、そういったことをねらいにしながら行われているような単元でございますが、それは生活科の中で定められているねらいを達成する学習活動にもなりますし、探検で出向いて行った先で、音楽室があったねというようなところで、「では、ここで歌をひとつ歌って帰ろうか」というような、音楽の授業が重ねられたり、図書館がわかりまして、そこに行って、「今まで幼稚園で読んだことのあるような本があったね。ここで1冊、先生が本を読んで帰ろうか」という活動をすれば、これでもう国語の授業になります。

また、行った先々で、校長先生と出会ったり、給食室で給食のおばさんと出会ったりというところで、質問をしたり相手の話を聞いたりすれば、国語の授業にもなります。

このような形で、生活科を中心にしながら、さまざまな教科をそこに組み合わせて総合的な指導をしていただけると、幼稚園、保育所、認定こども園での幼児期の学び方と連続していきますよということがここで示されているということなのです。

資料下部では、国語、音楽、図画工作という、各教科の中でも、幼稚園教育でこのようにやっていることを考慮してくださいということが示されています。こういったことが小学校1年生当初のスタートカリキュラムというところで求められているところがございます。

下の番号 50 ページのほうをごらんください。このスタートカリキュラムが幼児期の学び方と児童期の学び方をつなぐものになるというところで、学び方の連続性、一貫性を図るところが求められております。

あまりくわしく話すと時間がなくなってしまうので、かいつまんで申し上げますと、幼児期というのは子どもたちが「楽しいな」とか「おもしろいな」とか、「これをやりたいな」という興味や関心のある活動を通して、その中で、先ほどのカリキュラムにございましたように、運動的な健康面を育てたり、身支度のことを学んだり、友だち関係を学んだり、幼稚園の教育要領で定められている5領域のことを遊びや生活を通して総合的に学んでいくという学び方をしています。小学校になっていくと40～45分授業で、学ぶときと休憩するときを自覚的に縦分けながら学んでいく時期に移行していくわけです。その移行期を、生活科を中心とした総合的な学び方をすることで、スタートカリキュラムという形をとることが小1プロブレムを解消するのではないかとされておりまして。そのために、この生活科という授業が幼小をつなぐ大事な授業として位置づけられております。

幼小の連続については、皆さん大事だというご意見がほとんどで、どこの自治体でも幼児期と小学校を接続していこうということに異論はないのですが、やはり具体的なレベルでどこまでそれが進んでいるかというところをきちんと検討していく必要があると思います。接続が大事ということで合意をしていることがまずは大事で、次に、やはりお互いのことを知るということで、幼児教育の先生方、それから小学校教育の先生方が、まず一緒に話す場がある。一緒に研究会をしたり、一緒に話したりする場があるというようなことも求められておりますし、児童と幼児の交流活動、幼児が小学校に出かけて行って給食を食べてみるとか、学校を紹介してもらおうとか、小学生が幼稚園や保育所に訪ねてきて、自

分たちがいろいろ生活科でつくった風で動くおもちゃとか、そういったものを持ってきて、小さい子たちと一緒に遊んでみるとか、そういうようなことを通して、幼児と児童の交流活動も大事だと言われています。

加えて、小学校の先生方にはぜひ幼稚園を見に来ていただき、保育所を見に来ていただき、遊びを通した総合的な指導というのが具体的にどのように行われているのかを見ていただいて、理解をしていただきたいと思います。また、幼稚園や保育所の先生方は、学校公開の期間などに出向かせていただいて、授業の様子で送り出した子どもたちがどのようにその先学んでいるのかを見ていただいて、そこで子どもたちの成長を一緒に考えていくということを図っていく必要があると思います。

一般論ですが、どちらかというと、学校段階の下の段階から上の段階への接続は結構積極的なのですね。例えば小学校の先生だと、中学校との連続のところはすごく目が向いていて、どこまで育てて、次へ送り出していったらいいかというところはかなりなされるのですけれども、下からの接続というところがちょっと難しい面が一般的には多いです。中野区の現状は私は知らないのですが申し上げられないのですけれども、一般的には幼児期のほうから小学校へのアプローチは多くて、逆はちょっと少ないケースが多く聞かれるところでございます。

なので、ぜひ中野区はそのあたり、先進的な取り組みをしていただき、東京都をリードするといいますか、全国をリードするような、幼小がすごくうまく接続して子どもたちがスムーズに学びを連続させる実践をお願いします。せっかくこのようなプログラム、中野区の就学前プログラムというのをつくられていて、5歳児のところと小学校がつながり、同じページで示されておりますので、こういったことをしっかりと、つくるだけではなく、先生方が全てこれが大事だということを本当に理解して、そのあたりの子どもの育ちを見ていかれるような、そういう教育を行っていかれたら素晴らしいのではないかと感じております。

以上です。

和泉会長

ありがとうございます。

ただいまご説明があったところにつきまして、皆様からご意見、ご質問など頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

関委員

今、本当におっしゃっていただいたとおりに、幼小連携を中野区では長い間、幼稚園と小学校の連携をしておりますところに、保育所も一緒に小学校へ行くわけですから、連携の取組みを行っています。最初のころは、幼保ではこのようなことをしておかなければならないという、今おっしゃったとおりの上からおろされたものであったわけですがけれども、私たちはやはり教育の連続として大切な子どもたちの今の育っているものをどう小学校に送っていくか、つなげていくかというか、それを大事にしてもらいたいというような思いもあり、少し小学校さんには子どもを幼稚に見られすぎではないかとかいうようなことを申し上げるような、大変言い方としては乱暴かもしれませんが、わかりやすく言うとそういうようなこともありました。そういったことがだんだんテーマに沿った、内容に沿った話になってはくるのです。とても喜ばしいことだと思っているのですがけれども、やはり、幼稚園を見ておいていただきませんと、今おっしゃったとおりに、子どもは生まれて、5、6、7と育って行くわけですから、私たちが環境による総合的な教育ということをどのようにやっているのかを知っていただくことが生活科に生かされていくだろうなと思うことがあります。ときどき幼稚園の免許を取った人が小学校の先生になろうとするときの実習にいらっしやいますと、すごく幼稚園を理解して出て行かれるということがあるのですね。幼児教育を理解するというのは本当に大切なことなのだなということをしみじみと思います。

また、校長先生方が幼稚園の運動会など、発表会とか作品展等に来てくださり、子どもたちが主体的に参加しているということがわかると、これはもうみんなで共有しないといけないというようなこともおっしゃってくださいます。ですから、そういうことが生きて行くような連携にしていきたいなと私たちも思っております。それを具体的に盛り込んでいただきたいなと思うのですが、真ん中の「重点的な取り組み」のところに「就学前教育を支える仕組み」というのは、黒ポチ四つありますけれども、ちょっとわかりにくい。形ばかりが見えて、内容がわからないという気がしております、具体的に生き活きと伝わるような、互いに伝わるようなものに仕組みをしていただきたいなと思います。

和泉会長

ありがとうございました。

そのほか、ご意見ございますでしょうか。

今井委員

保育園の仕組みしかあまり理解していなくて申しわけないのですが、保育園を5歳で卒園をして小学校に上がるときに、保育要録という内容のものを書いて小学校へ引き継いでいくような形になります。幼稚園でも同じような仕組みになっているのですかね。

その内容の部分についての、やはり小学校のほうでの受けとめとして、人数がたくさんいるというところと、小学校1年生の担任の先生がそれを全部見ていくというようなところでの負担の大きさというところは重々よくわかっているところなのですが、特に丁寧に聞かなければいけない子どもについては、よく丁寧に受けとめてくれるところがあるのですが、普通の子どもに関してだと、やはりどうしてもそこまでの引き継ぎがなかなかされないというのを現場のほうから聞いています。

どうしても、保育園も幼稚園もだと思うのですが、幼児期、1人1人を児童票の形であったり、1人1人の来月、再来月というような狙いを求めて書類をつくっていったその流れが小学校1年生に上がるタイミングでぱったり切れてしまうというのは、それはちょっともったいないのかなと思うのです。

要録というような形も含めてなのなのですが、例えば幼保、幼保小、もしかしたら中学まで、中野区としてある一つの同じフォーマットのもとに1人の子どもが全部追いかけていけるような何か書式がつながっていけば、きっとそういうようなものというのは1人1人の子どもの小さいころから中学校を卒業するまでの間の流れというものを見られるようなものができてくるのではないかなと思っていたところがありました。もしそれに近いような動きがあるようでしたら教えていただきたいですし、何かそんなようなものに近いような考え方であったりとか、もしあったら皆さんのご意見も伺いたいなと思って、意見させていただきました。

和泉会長

ありがとうございます。今、今井委員からは、大学生のところでも今、学びのポートフォリオと言われているような、そういったひとつながりになったような、1人の個人を中心にしながらまとめていく、そういう記録のあり方というのが必要なのではないかという議論があって、実際にやられている大学もあるとは聞いていますけれども、そういった形のものが保幼小からそのままつながっていくという姿、それは一つ提案としてとてもすばらしいアイデアではないかなと思うのですが、この点について、何かコメントをいただける方いらっしゃいますか。

高橋校長

小学校で、今までのお話の中で幾つかお話をさせていただくと、先に田代先生のおっしゃっていた、確かに幼稚園、保育園を見ておくことが私たち教員にとってとても大きいことだというのはそのとおりだと思います。

私自身、1年間の兼任園長の経験というのが幼児教育を理解する機会にもなりましたし、受け入れるというか、入学してくる子どもたちの学びをどう捉えたらいいのか。それまでの保幼小連絡協議会が「幼稚園でこれをおいてくれないと小学校は困るじゃない」という時代が昔ありましたと園長先生がおっしゃっていましたが、そうではなくて、学びを連続させるために、お互いが何をするのか、その接続をどうすればいいのかというのが考えられるようになってきたこの数年間ではないかなと思っています。

そういう意味で、本校、かみさぎ幼稚園に近いので、初任者研修の一環として幼稚園の体験を入れさせていただいています。それは一日とか二日の在園時間だけですけれども、やはり大きな成果があって、そのまた入学してくる子どもたちが「ああ、あの先生だ」という言い方もしてくれるといいます。だから、よい形で見に来るといのは大事なのだらうなど。それを制度の中にうまく取り込めていければいいなど。まだ今年度は実現していないのですけれども、若手の教員には一度見ておくこと、これが大事だと思って、同じような思いを持っております。

一方で、上級学校との接続なのですけれども、逆に幼稚園、保育園と連携するときにつけるのは、小学校の子どもたちを私たち指導していて中心に考えますので、小学校の子どもがいて何か幼稚園、保育園の子どもたちに読み聞かせをすとか、あるいはつくったおもちゃで遊ぶという活動が、小学校側の子どもたちにとっては1年生でもお兄さん、お姉さんで、幼稚園で築いてきた年長児の保育を継ぐ形で活躍の場を与えることになるのですが、相手の幼稚園、保育園にとってのどういう価値があるのか、まだそこまで園長先生ともお話ができていなくて、双方にメリットがある活動を構築していきたいなというのをすごく感じています。

そういう意味では、中学校に送るといので、中学校を意識するのですけれども、でも、保幼小と同じで、小中もそれぞれが教えるべき内容をきちんと教えて、その教えたこと、あるいは体験したことを接続していくのが大事ではないかということで、今、中野区の施策の中の小中連携教育、こちらのほうで進めているところです。こちらはすごく成果が上がってきているのかな。私の意識も変わりましたし、教職員の意識も今、変わりつつあり

ます。

もう1点、入学した子ども1人1人のポートフォリオという形で評価を蓄積していく、学びの課程を蓄積していくのは、すごく評価を言われているところもあるのですが、小学校の指導要録が一つの学習指導要領の基準に沿って、その評価の観点に沿った評価とすれば、それをもとにして小学校教員は評価しているというのが現状で、1人1人を蓄積していく保育要録の抄本をいただいたりとか、幼稚園の要録の抄本をいただくのですが、それと同じものを小学校で蓄積していくことは非常に教職員の負担が大きくて、価値のあることだとわかりますけれども、全ての児童に対してというのは、記録として残すことは難しいだろうなというのが今の教員の勤務の実態から考えます。

若手もふえているので、教材研究が充実しなければ、その記録をとったところで指導する内容に欠けるのではないかなというのを危惧するところで、意見をさせていただきました。

和泉会長

ありがとうございました。この部分につきまして、追加的なご意見、ご質問などございますでしょうか。

田代委員

幼小の連携活動のことについて、もう一言だけ加えさせていただきます。

先ほど先生がおっしゃった視点が非常に重要で、小学校側にとってはメリットがあるけれども、幼稚園や保育所にとってはお客さんになってしまうような、そういう連携は本当によくないのですね。お互いに学び合える、互惠性のある連携活動というのが大事だというふうに思っております。

私が現場にいたときにやっておりました活動をご紹介しますと、書面の真ん中の部分に幼児と児童の活動の流れを書きます。そして、右側に小学校側の指導計画を立てるのです。そして、反対側に、幼稚園側の指導計画を立てるのです。一緒に交流の活動を進めていくのですが、学校にとってはどういう子どもたちの学びがあって、教員はどんな配慮をしたらいいのか。幼稚園側にとっては、保育所側にとっては、子どもたちにとってここでどんな学びができて、教員や保育士はどんな配慮をしたらいいのかということを事前に打ち合わせをして1枚につくります。それをするによって、その連携活動がただのお客さんになって終わってしまうのではなく、幼児にとっても児童にとってもお互いに学び合える活動というのをつくっていくことができます。そんな実践をしたこ

とがありますので、ぜひお互いにメリットのある連携活動を進めていただきたいと思います。

宮本園長

今、保幼小連携ということでお話がありました。田代先生がおっしゃっていた、互いに互恵性のある連携ということで、とても大切なことだと思っていて、私もそこに重点を置いていろいろな連携をさせていただいているところです。ただ、先生がおっしゃったように、お互い、おぼろげながら思っていることをしっかりと明記していくことがそれぞれの学びをより深めていくことにつながりますし、全員が意識することにつながるので、やはりそこは今後、そういう形にしていけたらなと思っております。

高橋校長先生のところの上鷲宮小学校ですとか、近隣の武蔵台小学校とは本当に幼稚園の教育をわかってくださって、より関心を持って、また、学びに対する理解も深いところがあると思っておりますが、なかなか中野区全校はどうかということになりますと、連携という部分で、いろいろな幼稚園がいろいろな連携をなさっているとは思いますが、これからという部分もあるかと思えますし、また、その連携の深さ、意味をより明確にしていくということが今後課せられていることかなというふうに思っています。

和泉会長

ありがとうございます。保幼小連携につきましてはいかがでしょうか。もうこのあたりで一旦区切りをつけまして、次の議題に進んでいこうかと思えます。

次に、議題の③でございます。「就学前の特別支援教育の充実について」。区の取り組みについての説明を受けて、この部会の検討の視点としている関係機関との情報共有と連携のあり方、特別な対応を必要とする児童の受け入れを可能にする支援の方策などについて協議したいと思います。

資料4、資料5とございますので、続けて説明をお願いいたします。

〈資料4・5の説明〉

和泉会長

ありがとうございました。今、資料4、資料5とご説明をいただきました。これらにつきまして、ご意見、ご質問などございましたら、ご発言ください。

本田委員

大変細かいところで教えていただきたいと思いますのですけれども、特別支援判定会議、こちらの

メンバーなのですけれども、内容と人数等、教えていただけますでしょうか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

構成員は区の職員になります。私どもの保育園の園長を経験している職員ですとか、区立幼稚園の園長先生ですとか、あと、看護師等がメンバーになってございます。人数的には6名で判定会議をしているところでございます。

松原委員

特別な配慮が必要なお子さんの中で、医療的ケアのお子さんは何人ぐらいいらっしゃいますか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

今、中野区では、医療的ケアが必要なおさんは受け入れ態勢がなく、受け入れておりません。アレルギーがあるお子さん等は受け入れているところでございます。

私立の幼稚園さんではいらっしゃるかもしれないのですけれども、私どものほうは具体的に報告いただいておりますので、把握をしておりません。

関委員

今、判定会議のことのお話がありましたのですけれども、先ほど、この表にありましたように、東京都の特別支援教育補助というのがもともとあったのに対して、私立幼稚園にも中野区の補助をいただけるようになってきているので、本当にそれを子どものケアをする、手厚くするということに対して、大変ありがたく思っているのですが、このときに、東京都に出すものには医師の診断書、または公共機関の判定書ないし意見書、その公共機関の判のあるものを出す。もちろん、手帳を持っている子はもう言うに及ばずですけれども。という形になっているところが中野区は中野区の公共の、アポロ園、ゆめなりあ、最近できたところがあるにもかかわらず、この判定会議の中でお決めになる。つまり、ここにはずれがあるわけなのですけれども、それはなぜなのかをお聞きしたいなと思います。

副参事（保育園・幼稚園担当）

これまでも、医療機関ですとか専門の機関において、ある程度配慮が必要なお子さんというのは今まで東京都の補助金を申請、活用していただいております、こちらにつきましてはそういう判定がなかなか難しいようなお子様たちについて、中野区で専門機関の何か証明ですとか、親御さんのご了解とかを必要とせずに、園のほうの申し出により対応するというもので、独自の判定基準を設けているところでございます。

関委員

ただ、区の公共施設がこの子は特別支援が必要であるというふうには明らかにお認めくださっているわけですが、その子どもがこちらの会議では判定されないということが往々にしてあるのが、そこが不思議に思えるわけですが、いかがなのでしょう。

副参事（保育園・幼稚園担当）

先生がおっしゃっているのは、多分、アポロ園などの巡回の指導の対象になっていらっしゃる方で、対象外になってしまうというようなこともあるということですよ。確かに、私も、申請いただきますと、園のほうに訪問させていただいて、お子さんの様子を見せていただくのですが、例えば、たまたまプールをやっていたり、その子の好きなプログラムというか、そういう活動をしているときにお邪魔すると、なかなかそのお子さんの姿が見えないこともあったりもします。

例えばそういうことで対象外になられた方でも、再度、来園してほしいということであれば、また違った場面の活動を見に伺わせていただくということで、なるべくそういうことがないような形では進めております。やはりここにつきましては、私も幼稚園さんのお話をいろいろ聞きますと、判定の基準が厳しいのではないかと、判定の内容についてはいろいろ意見をいただいているところがございます。やはり今日のような専門の方もいらっしゃる中で、もし、変えたほうがいいのかということがございましたらば、そういうご意見も伺いながら検討はしたいと考えているところです。

関委員

検討していただくことと同時に、不思議なのは、区で認めているところで見てもらっているわけですから、改めて見る必要もないのではないかと思います。それだけの時間がかかってしまわれるわけですから、そこをイコールになさったらよろしいのではないかと思います。いかがなのでしょう。

松原委員

本来は今日、手づくりでつくった資料のほうにあるのですが、特別な配慮に対するシステムの構築状況ということで、丸ポチが6個あって、4番目に障害児支援利用計画と個別支援計画が多分、アポロ園でつくられているはずなのですね。

本来、今のところ、実はまだ障害児支援利用計画はなかなかつくられていないことも多いのですが、これがつくられていれば、例えばどういう支援をしましょうか、例えば加配保育者がいます、支援員が行きますというようなことがうたわれていれば、そこでもう認

められるはずなのです。だけど、今のところこれはつくられていないことが多いのです。というのは、セルフプランがまだ認められているので、保護者がつくります。でも、28年度からは、基本的には全員つくらなければいけないことになっています。24年度から現行制度が開始されたのですけれども、4年間の移行がありました。本年度からは基本的に相談支援事業所が作成することになっていると思われしますので、障害児支援利用計画と個別支援計画はあるはずなのです。それを見れば、この子はどのような支援が必要だということがわかるはずです。そうすれば、もう少し効率よく支援ができるのではないかというふうに思っていて、ここに書かせていただきました。

副参事（子育て支援担当）

今、松原委員からご指摘のあった支援計画の件でございます。

中野区は計画相談をまだ実施していないので、通っているお子さんはほぼセルフプランで通っているお子さんになります。

また、訪問指導につきましても、計画相談の中でということではなく、療育施設の専門性の中で支援を行っていくという位置づけで行っておりますので、法的な位置づけがあるものと中野区では違っている状況になっております。

松原委員

では、アポロ園は児童発達支援事業所で、児童発達支援センターではないのですね。ゆめなりあでは今後、相談支援計画を作成すると聞いております。ゆめなりあではつくられるということですか。

副参事（子育て支援担当）

まだ開始はしていないのですが、今後つくる予定でおります。

松原委員

児童発達支援の必要な子が療育を受ける場合は、セルフプランも可能ですが、できれば障害児支援利用計画、個別支援計画を作成していける体制作りが必要だと思います。

副参事（保育園・幼稚園担当）

私もなかなか不勉強なのですが、この判定というのが、少し目配りをしていれば大丈夫なものなのか、あるいはそばにいて、直接介助が必要なのか。その子の状態について判定をするのではなく、区がどういう支援をしたらいいのかということで、判定をしております。例えばマンツーマンで対応したほうがいいのか、3人ぐらいを1人の方が対応していても安全なのかとか、教育、保育が受けられるのかとか、そういうものを判定する

ものですから、例えばアポロの巡回指導を受けていても、担任の先生がちょっと気配りをしていただけると大丈夫そうな状況のお子さんは、対象外になることもございまして、そういうふうな基準で今、判定をしているところです。その判定の基準についてもご意見をいただきたいと考えています。

確かに、全てのお子さん、療育相談なり指導を受けていらっしゃる全てのお子さんにそういう配慮ができれば一番いいのかもしれないのですけれども、そこら辺のことがあったものですから、必ずしも療育指導を受けていらっしゃる、巡回指導を受けていらっしゃる方がこちらの対象にならないケースもあるのはそういうところの事情があるのですね。

なので、そこが関先生からすると、ちょっと、なかなかご納得されない、私立の園長先生たちからすると、そういうところが判定が厳しいというふうにおっしゃる理由なのかなというふうには思っているところなのです。

松原委員

気になるこどもを半日見たからすぐにニーズがわかるというものではないのです。何回も通ってみて、その日は全く何も起こらなかったという子が、次の日はものすごいことがあったとか日によって様子が異なる子もいます。1日観察していると、後半になってきて疲れてきて暴れ出したりとかいう姿を見ると「ああ、これだ」というのがわかるのですけれども。だから、その辺で言うと、ちょっと丁寧に見てあげることと、現場の声は聞いてあげる必要があります。

例えば、療育に通っているから、必ずしも現場の中でいろいろあるわけではないし、人がつけばそれでうまく行くかということ、そうでないときもあります。ただ、現場のほうで「これは困っている」という声は聞いてあげることが大事なかなと思います。療育の事業所とも連携をとって、療育で何をやっているかとか、療育の場面だとわりとうまくいっているけれども、集団に入るとまたもとに戻ってしまうため、幼稚園、保育園ではうまく立ち回れない子もいるので、その辺を総合的に見て行かないと、短時間のアセスメントだけではちょっと難しいかなというのは正直なところです。

関委員

そうやって見ていただくとありがたいと思うのですが、そして私たちいつも思うのは、本当に丁寧に見てあげることで、この子はすごく協調もできたり、自分を外に出していくことができるというのは、派手に動き回る子ではなくて、案外あまり目立たない子の中にあったりするわけです。そういう子を育てることこそ、本当に、それこそ先ほどの幼保小

の連携につながっていくなとすごく思うものですから、丁寧にするためにもそういったことができる環境にしていきたいなという思いからそんなことを申し上げておりました。よろしく願いいたします。

松原委員

あと、必要なのは、現場の先生の力を上げていくことが必要なので、特に特別支援に対して研修がどのぐらい行われているのかなというのは気になります。

それから、各幼稚園に園内委員会があるのかとか、特別支援コーディネーターがちゃんと指名されているのかとか、個別の保育計画、あるいは個別の指導計画が作成されているかというところで、全ての先生にいわゆる特別支援に対する指導力を上げてもらうと大分違うかなと思っています。

その辺の研修体制とかはどうなっているのかなと気になるのですが。いわゆるコーディネーター研修とかもありますし、初任者研修の中に特別支援教育が入っているのかとか、そういうことがすごく大事だろうと思うのですけれども、いかがでしょう。

副参事（保育園・幼稚園担当）

保育園では研修を、障害児特別支援に対する職員研修を年2回から3回、行っている状況がありますが、私立幼稚園の教員の皆さまにはお知らせするところまでは、できていない状況があると思われれます。

関委員

ですので、うちも認定こども園のほうは幼稚園型ですけれども、その後情報が入りますので、もうしげく通わせていただいております。それから、私立のほうは確かに区のほうではまだ少ないですが、私は都私幼連、東京都のほうでかなり多く開いていただいているものですから、あれば必ず何人か出て行くという勉強の仕方と、それから巡回の先生がとても熱心に、うちのほうは地域的にアポロ園ですけれども、大体夜9時ぐらいまで細かくしていただきますので、すごく学べます。1人1人についてのケースについてやっていただけますので。先生たちが遅くまでなるということもありますけれども、こちらのテンションもその中で学びたいという思いがあるので、よく学ばせていただいております。それも感謝しています。

宮本園長

区立幼稚園の実情なのですけれども、今、関先生がおっしゃったように、やはり都の研修の機会がたくさんありますので、そちらのほうで総論を伺ったり、また自園に持ち帰っ

て個別ケースに当てはめて考えたりということで、研修を重ねております。あと、中野区の特別支援学校のコーディネーターの先生に園に来ていただいて、子どもたちを見ていただいてということと、合わせて教育委員会のほうからも巡回の先生に来ていただいておりますので、個別のほうでの充実のほうが比率は大きいかなと思っております。

そして、園内の取り組みですが、組織としてはとても小さい園ですので、担任3名、管理職2名で、計5名しかおりませんので、もう全員で共有し合って対応していくということです。ですので、特に委員会という名前はついておりませんが、全ての子どもたちを全職員で見っていくというところで進めているところです。

以上です。

松原委員

資料を用意してきましたのでご説明します。後で配られている資料の中で「第2回就学前教育検討部会」というものです。それぞれ、課題になるかなと思われることを挙げてあります。

「幼稚園・保育園における特別支援の体制について」ということで、①が「特別な配慮を必要とする幼児の受け入れの実態」というので、先ほどお聞きいたしました。

システムの構築状況ということで、一つは特別支援教育連絡協議会というのがいろいろな区にはつくられています。ここに、先ほどおっしゃられた中野特別支援学校、いわゆる地域のセンター校ですが、その特別支援教育コーディネーターの先生が来られて話をすると、いいのではないかと思います。また、各教育相談所の方とか、いろいろな関係者がそこに参加されながら話していくというシステムが必要かなと思っています。このような協議会は、他区では年に2回ぐらい行われているところがあります。

それから、先ほどおっしゃった園内委員会。幼稚園、保育園の場合は全員でやるので、特に園内委員会という、委員を決めてやるということはないのでいいのですけれども、どのぐらいの割合でケース会議が開かれているかとかが大切になります。また、コーディネーター役の先生も必要です。大概、副園長がコーディネーターを兼ねていたりするのですけれども、そういうような。あるいは、保育園だと看護師さんがいらっしゃるところは看護師さんがやっていたりします。

後は、関係機関ごとにいろいろな個別の支援計画があるので、ここをうまく統一していくと連携がとりやすくなります。例えば、湖南市とか伊賀市、三重では「ここあいパスポート」といって、就学前からずっと支援の必要な子は同じものを使っていきます。それを高

校卒業後までずっと使うのです。そのように支援計画を一本化しているというところもあります。

大きな行政区だとなかなかできないかもしれませんが、子ども課みたいなものをつくって福祉と教育と保育の垣根をなくしているところもあります。子どもに関する部署を統一してしまっているのですね。文京区なんかもそうなのですけれども、いわゆる子ども課というのをつくっているのです。中野区もそうですね。そうすると、割と連携がとりやすいと思います。それから、先ほど言った保育所等の訪問支援、巡回相談で、かなり充実しているみたいなことはお聞きしました。

あと、2番目でいうと、就学支援シートの活用がどれくらいあるかという点もまたちょっと気になるところです。

3番目の5歳児健診。これをやっているところは結構あるのですが、中野区もやっていますか。そうするとそこに、そこからの支援にまたつながりやすいというのがあります。

それから、もう一つが、3番とも関係するのですけれども、知能検査の実施という、これが他区ではかなり問題になっているところがあって、どこで実施するかですね。お母さんたちに、ちょっと知的なおくれがあるかもしれないという疑いがあるときに、検査に行ってくださいといっても、現状では、診察に何ヶ月も待たなければならないような状況です。教育センターのほうで、とれるのであればいいのですが。発達検査及び知能検査について、検査が実施できる機関とかはどうなっているのでしょうか。アポロ園では知能検査は実施していますか。

副参事（子育て支援担当）

指導の前の評価としては、発達検査とか知能検査とかはやっていますけれども、知能検査だけということに関しては多分ないと思います。

松原委員

お母さん方にお聞きするとその辺が問題になっていることは結構あります。

児童相談所のほうで療育手帳をもらうのですけれども、支援するときに、発達検査、知能検査がかなり重要な位置を占めるので、その辺の、どこでやれるとか、検査結果がちゃんと妥当性があるのかとか、統一性があるのかというのもすごく問われるところです。

あとは支援体制で、そこに書かれているようなもの、そういったところが一体となった連絡協議会みたいな組織ができればいいかなと思います。

あと、2番の6番に書いてある、いわゆる介助員さんが先生方と連携できているとか、

介助員に対する研修をちゃんとやっているかという、何となくお願いはするのだけれども、研修はしないままで何とか支援をお願いしますということはあるようなので、できれば、研修はやっていただきたいなと思います。

和泉会長

今、松原先生がおつくりになった資料の4番目のところで、発達障害が疑われる幼児及び保護者への支援体制という項目があって、私自身もこの辺はかなり関心が高くて、やはり特別支援教育とかそういった部分では、教育の機関とか、そういう意味で幼稚園、保育所といった場が重視されるわけなのですけれども、実際、そこまでたどり着かずにいろいろな不安を抱えて孤独になっていらっしゃる保護者の方とか、そういったご家族に対する支援というのが、今現在、すこやかを中心にやられているとは思いますが、そういったところが十分な支援体制になっているのか。あるいは、掘り起しとかそういった形のことのできているのか。4、5歳児の段階で、わずか2%か3%かもしれませんが、幼稚園にも保育所にも通われていないお子さんがいらっしゃる。こういったところに何かすごく気になるものを感じるのですが、この点、いかがでしょうか。

副参事（中部すこやか福祉センター地域ケア担当）

やはり、すこやか福祉センターは乳幼児健診を主体としていますので、ポピュレーションアプローチといいますか、まずそこが発見、こういった発達障害にかかわる発見の気づきになるというふうに考えてございます。

赤ちゃん訪問もやっておりますけれども、その段階ではなく、やはり3か月児健診から発達にかかわるような視点で拾っていくのですけれども、その後、6か月児健診、9か月児健診、これは区内の指定機関に委託してございますけれども、そういうところからの結果の返しですとか、またその後、1歳6か月健診、特に1歳6か月健診は重要なところでございますので、そのところで拾っていきまして、それで前回もお話したように、いろいろな職種がおりますので、その多面的に多角的にそこで親子を見ながら、いろいろなそういった発達グループですとか相談につなげていくような仕組みを取ってございます。

また、お母さんのほうも、発達について気になる場合、お母さんのほうからすこやか福祉センターのほうに直接ご相談に来られる場合もありますので。その場合、直接保健師などがいろいろご相談をしまして、中には保護者の方から民間のそういった療育機関の情報を得て通いたいということで、受給者証の申請をされるという、そういったケースもござ

います。お母さんのご相談からつなげていく場合もありますけれども、主体的には、すこやかとしては乳幼児健診が最初のかかわりになっているかと考えております。

和泉会長

やはりそういった健診の機会を捉えてということでは、発見の手段としてとても大事だと思うのですが、その後、継続のフォローというのが保護者の方が積極的に動かされていけば当然その対応というのは続いていくわけなのでしょうけれども、そこから何か消えてしまうような方の後のフォローアップといいますか、そういったものがきちんとなされていないと、かなり孤独な闘いといえますか、子育ての中ですごく悩みを深められてしまうのかなという心配を覚えるのですが、その点はいかがでしょう。

副参事（中部すこやか福祉センター地域ケア担当）

すこやか福祉センターでは、月に2回、各所で個別支援検討会議というのをやってございまして、発達に課題のあるお子さん、養育に課題のあるお子さんとか、いろいろそういった課題のあるお子さんについて、すこやかの職員、医療職、福祉職、そして児童館ですとかU18の職員も、圏域内の職員が集まり、そこで気になるお子さんについてどういった支援をしていくかという計画の方針を決めております。その中で、どういった関係機関につないでいくかというようなことを話し合っ決めて、それで最適なフォローをしていく、またアプローチをしていくというような方針をとっております。その中で、いろいろな必要な関係機関につなぐ。そして、お母さんに直接つなぎ、継続して相談していくというようなことをさせていただいているような状況でございます。

松原委員

他区で同じようなことをやっているのですが、いわゆる診断に持って行くまでにはハードルがすごく高いのです。お母さんたちは、診断は望んではいないことが多いと思います。ただ、支援はほしいよという方が結構いるのです。

そうすると、やはりインテークと診断というところがすぐつながらないので、その間にいくつかのセーフティネットを置かなければいけないのです。それは例えばアセスメントセンターといって診断はしないけれども見立てはしてくれるという、例えば、板橋区の子ども発達センターはそういう役割をしています。そこは、助言はするが、診断しないのでハードルが低いのです。お母さんとしては、行くと何かアドバイスをもらえるということで行きやすいようです。私は板橋の健康福祉センターのほうで心理相談をやっているのですが、その中で、遊びの会という、まだ診断に至らないのだけれども気になる子のお母さ

んと子どもを集め、集団で遊んで、その中で見立てをして、その後で見立てをしたところ、次の段階に送るといったようなシステムをつくっています。

そういう、例えばアセスメントセンターみたいなどころがあるといいなと思います。別に療育をするわけでもなく、アドバイスはする、見立てはするというぐらいのところですね。

副参事（中部すこやか福祉センター地域ケア担当）

よろしいでしょうか。アセスメントセンターがあるということは、理想なのでしょうけれども、やはりそこに医師がかかわってこなければというところもあるかと思いますが。

松原委員

発達センターは、医師はかかわっていないのです。医師はアドバイザーとしてはいますが、中心はリハ職と心理職です。

副参事（中部すこやか福祉センター地域ケア担当）

申しわけございません。板橋の事例をちょっと勘違いしてございました。失礼いたしました。

区としてはそういった見立ての部分については、ちょっとそこは弱いところがございます。小児科医、お母さんが気にされる場合は小児科医のほうに紹介をして、地域の診療所のほうからまた、さらに心配があるようだったら大きな病院に紹介していただくみたいな、そういうような形をとりながら、またすこやかと連携をとりながらということで関与しているような状況でございます。

和泉会長

やはり今、松原先生のお話を伺っていると、最初、小児科医、あるいは病院へというような、ちょっと段差が高いようなところをつまづかないように、その間を埋めるような形のシステムがあるほうがやはり望ましいのではないかというご意見だったというふうに理解をしたのですが、よろしいでしょうか。

関委員

松原先生がいらっしゃって、本当に勉強になってお聞きしたいと思ったのですが、私どもは区境にありますので、中野区がほとんどですけれども、杉並、練馬の子どももたくさん来ております。

私、中野はとていいなと思いますのは、アセスメントと先生はおっしゃったけれども、そういう形ですこやかからアポロにつないでくださっているのです、診断というよりも、今、

この子の課題はこういうことにあるけれども、こういうところをお母さん見て行ってあげてねと言ってくれることですごく気持ちが楽になって、そしてちゃんと委ねて聞こうという耳を持つようになるのですね。

だけど、練馬は、医師が中心でいらっしゃるのですよね。そうすると、診断ということになりますと、全く問題ないと言われてしまうか、こうだという診断をつけられるということで、また不思議に私たちにはここが課題がある子なんだけれどもなとも思っても、診断的に問題ないと言われてしまうと、もうそれ以上つながらないことがあったりするので、私はこの中野のやり方が子どもにとってとてもありがたいと思って、私たちがともに子どもを育てていくという上でも、ありがたいと思ったりするのですけれども、先生、そのあたりはいかがなのでしょう。

松原委員

おっしゃるとおりで、実は診断とニーズは一致しないのです。診断基準として、DSM-5というのがあるのですが、それだとある程度診断基準をクリアしていかないと診断が出ないのです。診断基準が満たされた子は発達障害という診断が出ますが、現場では診断基準は満たしていないのだけれども支援のニーズは高い子というのは結構いるのです。それは、医師が現場に来てその子を見れば、ああ、これは支援が必要だと思うのですけれども、診察室でしか会わないので、そんなに問題がなかったり、お母さんの言っていることだけを聞いて判断しなければならぬような場合、診断から外れていく子は結構いるようです。だから、本来は診断有無ではなく、支援のニーズに沿うべきだと思うのです。

ですから、今おっしゃられたように、診断はないけれども受給者証だけくださいという方は結構いるのです。それによってお母さんが、ちょっと子育てが楽になったり、子どもの様子が変われば、それはそれでいいと思うのです。そういう意味で言うと、診断されることが発達障害の場合は特に支援ではないというふうに思っております。

宮本園長

幼稚園におりますものですから、就園年齢に達した保護者の方なのですからけれども、療育にかかるべきか、それとも幼稚園に進むべきかというところで悩まれている方が結構な割合でいらっしゃいます。

そうしたときのアドバイスをできる機関といいますか、役割を果たすところが必要かなというふうに思っております。一つには、今書いてくださった支援体制のいろいろな諸機関が連携を深めて情報を共用するということが一つ大きいかと思っておりますし、また、その

状況も踏まえ、区の中の状況も踏まえた上で、そのお子さんが持っている力を十分に発揮できて、成長の見通しを持って、その子の充実した生活を送れる場はどこなのかということころをアドバイスできる機関があるといいなというふうに思っているところです。

松原委員

それは、相談支援の役割なのです。障害児支援利用計画を作成することで、例えば幼稚園と療育機関を併用しましょうとかいう計画を立ててもらいます。週に、月曜はどここの療育、火曜から水曜までは幼稚園というふうに立てていきます。できれば相談支援の専門員がいる相談支援事業所というのがもうすぐできると思いますので、そこでアドバイスを受けることがよいと思います。

それ以外だと、すこやかセンターの中の心理相談における継続相談とか行っていますね。

宮本園長

はい、心理相談やってくれます。

松原委員

なので、その心理の方に相談に行くと、こういうふうな利用ができますよとか、こんなふうに使えますよとか、教えてくれますので、そういうところできちっと就学前まではフォローしてくれます。

高橋校長

小学校で、今、連携、小中連携と保幼小連携は小学校の校長会の中でも話題に上がっているところです。

今、中野区の中で、診断と乳幼児健診との間をつなぐステップがなかなか、ハードルが高いところで動いているということで、小学校に上がってくる就学相談にかかる、あるいは就学相談の判定という部分でかなりの子どもが小学校に入っていると。入ってくる中で小学校の生活になれていって、教科指導等で特別な支援を必要とするお子さんはいるけれども、特別支援教室に通うことで解決していくものはたくさんあるのだろうと。

ただ、保護者の意識を何とかできないかなという。入学して、1年で入学した子が1年終わるときに停学していつているお子さんもいれば、あるいは2年、3年、保護者の方の、あるいは保護者、親族の方、祖母の方がやはりそれは通級とか固定級ではなくて、今現在、小学校までは何とか通わせたい。小学生の間はある程度、受けとめて受け入れていくことはできるのですけれども、やはり学習という面でのおくれだったり、そのことが生活につながらないという。その場面でのやはり課題が今、見えているところかなと。

そういう意味では、この就学前というのはとても大事ですし、前回、今回と松原先生からお話が上がってくる就学支援シートというのは何だろうかとか、特別支援連絡協議会というのはどういうものかなど。やはりそこ、私たち小学校の教員も学びながら、よりよい制度を構築していくのに努めなければいけないのだろうなというのを感じた次第です。

一つ、発達検査、知能検査、中野区の就学時健康診断は簡単な発達検査をやりますということで、保護者宛ての通知のほうにもう書いてあって、小学校もそれを使って、ほとんどこの10年間、副校長、校長と管理職をやっていますけれども、保護者から診断拒否があった例はなかったので、そういう意味では中野区はもうこの制度は生きているというふうに感じております。

すごく自分自身がもう1回学びながら、就学相談あるいは通級支援会議、通級の相談にかかわっていったらいいなと思っているところです。

ちょっと感想めいたことも入りましたけれども、ありがとうございます。

松原委員

やはり、保護者対応というのは難しいです。現在の就学基準では、保護者の意向を最大限尊重するようになってきていますので、例えば、軽度な知的障害が就学時健診で疑われても、親がどうしてもと言ったら、小学校の通常学級に就学するケースが多いようです。昔は適正就学という考えが強く、就学指導と表現していましたが、現在は就学支援という表現になり、親の意見がかなり通るので、クラスの中に必ずそういう方はいらっしゃると思います。私もそういう方を何人も支援してきました。現状では、1年生のときから学習に苦労されることが多いのです。2年生になると相当行き詰まっています。

教育課程が子どもにあっていなくて苦戦していることを誰が言うかが問題なのですが、できれば、お母さんに1年生のときから、本当に長い期間をかけて、6年後はひょっとしたら特別支援学級かもしれないよというようなことを順序立てて言って行くというのが大事です。6年かけてそれをした方もいらっしゃいましたので。現在は中学校の特別支援学級ですが、中学の3年間ですごく伸びて、すばらしい子になっています。そういう長い目で見て支援をしていくというのはどうしても必要です。その場だけで何とかなるものではないので。それがすごく大事だなと思っています。

それから、発達障害のお子さんで、知的障害がなければ通常学級「適」なのですね。その場合に、やはり通級指導、今は特別支援教室なのですけれども、その役割をきちんとお母さんに説明してあげることが大切です。勉強ができないから行くのだよというような、

あの子はできないからこっちなんだみたいな、ちょっと差別的な考え方で言ってしまうと、どうしてもお母さんも受け入れられません。苦手なところをちょっと勉強するんだよというのを上手く説明してあげたいです。

それは、学級経営の中ですごく必要になってきます。学級経営がうまく行っているところだと、通級に行っても温かく「ああ、そうだね。苦手だからね」というので周りの子が納得する。そうすると、お母さんも納得してくれます。この辺も、先生方のほうで特別支援というものの理解が必要かなというふうに思っています。こういう話をして20年ぐらいたっているのですけれども。そのところはまだまだ何かやはり先生方もそうだし、保護者の方にも理解がまだ足りない部分があるかなという思いがありまね。

小1で入ったときに保護者の方には説明する必要があると思います。全員に、特別支援にはこういう意味があって、対象となる子だけでなく、それ以外の子どもたちにも利益があるのだと。そうすることで、みんなもわかりやすくなるし、クラスでみんなが仲よくなれるという、それがいわゆるインクルーシブだということです。その辺がきちっと理解されることが、大事だと思っています。むしろ、幼稚園、保育園では、インクルーシブな雰囲気があります。

関委員

本当に、私はいつもそれをずっと言い続けてきているのです。その子にとっていいことは周りにもいいことだということを。そうすると、小学校のどこに入りたいかというときに、この子にとっていいところはどこなんだという視点ができてくるように思うのですね。この子にとっての一番学べるところ、一番育つところ、一番安定するところ、一番うれしいところということを考えるという視点を共有できるようになります。というのが私たちの時期の仕事かなというふうに考えます。

松原委員

もう1点いいですか。小さいお子さんの保護者は、障害があるということに対して将来の見通しが立てにくいのです。障害があるとどうなっていくのかという見通しです。そこで、今は障害があってもこういうふうになれるよとか、こういう道もありますよと、高校卒業までを話をします。例えば、小1の方に、将来、こういう道もあるのです、というふうに話されると、見通しができて納得されるのです。障害があることがわかると、親は目の前が真っ暗になってしまっ、行き先どうなるのだろうというところがすごく不安なのです。やはりそこはきちんと解消してあげるのが大事だし、その子にあった勉強の場所に

行くと、すごく伸びますよと伝えます。それがいわゆる発達支援なのですが、それはすごく大事ななというふうに思っています。

和泉会長

ありがとうございます。やはりそういった保護者との関係性をどのように構築していくのかという、その場その場でお悩みになっている部分もちろんおありで、むしろそういった、子どもに対する支援ももちろん必要、配慮も必要と同時に、保護者に対する支援というものが、これ、正確な知識、正しい選択肢、そういったものについて示していくことというのがこれからもやはり拡充しなければいけない部分なのかなと。これは保幼小全てにつながっていくようなお話なのだというふうに理解をいたしました。

では、続きまして、資料6のところについては、松原先生からお願いしたいと思います。

松原委員

では、ここは、資料6、資料7はもう既にご存じの方もいらっしゃるので、簡単に説明します。

発達障害者支援法が17年に施行されて、10年経過して見直されまして、概要としてそんなふうになりましたということです。その中の第2の「発達障害者のための施策」ということで、(2)教育のところ、第8条をごらんいただければいいかなと思います。

「発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」すること。それから「個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進」をすること。それから「いじめの防止等の対策の推進」ということで、やはりどうしても発達障害のお子さんはいじめの対象になりがちなところもあるので、ここのところはきちっとした形で書かれています。その辺のことをご理解いただければ、後はお読みになればいいかと思います。

後は、障害者差別解消法に関しては、資料7に書いてあるとおり、一つは不当な差別取り扱いの禁止ということで、もう一つが合理的配慮を提供できるかという、ここところが法的義務のところと努力義務のところがあるのですけれども、いわゆる地方公共団体では法的義務になっています。でも、教育機関はほぼこれに準ずる形で、法的義務になると思います。大事なのがガイドラインが策定されているかということです。

この合理的配慮は、実は当事者から申し出があったときというのが一つのポイントにはなっているのです。ただし、周りでそういうことに気がついた人はそれはもうやらなければいけないよということも書かれています。それを念頭に置いてやる必要があるかなということです。

以上です。

和泉会長

ありがとうございました。今ご説明のあった点につきまして、資料6と7につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで第2回就学前教育検討部会を終了します。ありがとうございました。

午後20時00分閉会